

合併協議会だより



9月3日、高富町役場において「第2回高富町・伊自良村・美山町合併協議会」が開催されました。

C O N T E N T S

合併協議会の報告	2ページ
3町村の合併の方式.....	3ページ
市と町村のちがい	4ページ
山県郡3町村の合併の変遷.....	5ページ
市町村合併のツボ	6ページ

編集・発行 / 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
高富町役場庁舎2階

TEL.058(23)1100 FAX.058(23)101

E-mail info@gappei-tim.jp

U R L http://www.gappei-tim.jp

合併協議会の報告

九月三日、高富町役場庁舎三階大会議室において、第二回高富町・伊自良村・美山町合併協議会が開催されました。
会長あいさつの後、報告及び議案の審議に入りました。

報告事項

合併協議会会議傍聴規程、会議録等閲覧規程などについて報告されました。

協議事項

協議第五号

合併の方式について

高富町、伊自良村、美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とすることが承認されました。

協議第六号

合併の期日について

平成十五年(二〇〇三年)四月一日とすることが承認されました。

協議第七号 新自治体の事務所的位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり承認されました。

事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木一〇〇番地一(現在の高富町役場庁舎)とする。

現在の伊自良村役場を、「伊自良支所」とする。
現在の美山町役場を、「美山支所」とする。

協議第八号

新自治体の名称について

小委員会を設置し、選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で決定することが承認されました。

平成15年4月1日 新市を目指し合併へ

事務所の位置は、現在の高富町役場庁舎
伊自良支所、美山支所を設置



新しいまちづくりに関する 住民意識調査 ご協力をお願い

高富町・伊自良村・美山町合併協議会では、三町村の合併に際し、将来のまちづくりのビジョン、マスタープランとなる「新市建設計画」を策定いたします。

この計画策定にあたり、広く住民のみなさんのご意見をお聞きするため、三町村内の全世帯を対象に住民意識調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

調査票は、この合併協議会だよりと共にお届けする予定ですが、ご自宅に届かない場合は、恐縮ですが合併協議会事務局までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

TEL 〇五八一(三三)一〇〇〇

FAX 〇五八一(三三)一〇〇一

三町村の合併の方式

第二回合併協議会において、山県郡三町村が新設合併(対等合併)し、新市を目指すことが承認されましたが、この場合の新市の名称

や身分の取扱いは、次のとおりです。

新市の名称
新設合併であるため、合併に際し、新市の名称を新

たに制定することとなります。

新市の名称については、合併協議会内に新市の名称候補を選定する小委員会を新たに設置します。この名称の候補をもとに、最終的には合併協議会で決定することとなります。

町村長の身分

新設合併であるため、すべての町村長は、首長としての身分を失います。

なお、合併後の市長は、新市が誕生することとなる平成十五年四月一日から五十日以内に実施される市長選挙で選ばれます。

議会議員の身分

原則として、合併により三町

村の議会議員はすべて失職しますが、合併特例法の規定により、定数特例もしくは、在任特例の適用を受けることができます。

定数特例

合併直後、新市において実施される市議会議員の設置選挙に限り、議員定数を増加することができます。

在任特例

合併前に三町村の議会議員であった者は、合併後の新市においても、市議会議員として最長二年間在任することができます。

町村職員の身分

合併により、三町村の一般職の職員は、職員としての身分を失うこととなります。

しかし、合併特例法の規定により協議によって新市の職員として身分が引き継がれます。

町村の条例、規則等

新設合併であるため、三町村の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなります。このため、新市において、条例・規則等を新たに制定することとなります。

ホームページ開設

URL <http://www.gappei-tim.jp>

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の公式ホームページを開設しました。

毎月開催される合併協議会の結果など、山県郡3町村の合併に関する情報を逐次掲載していきますので、ぜひご覧ください。



市と町村のちがい

第二回合併協議会において、合併により新市を目指していくことが承認されました。

市と町村の組織や権能等のちがいは、概ね次のとおりです。

	市の場合	町村の場合
議員の定数	人口五万人未満の市の場合の議員定数（上限）は、三十人。 平成十五年一月一日以降は二十六人	人口二万人以上の町村の場合の議員定数（上限）は、三十人。 平成十五年一月一日以降は二十六人
議会招集の告示期間	開会の日の七日前までに告示。	開会の日の三日前までに告示。
収入役	収入役を置かなければならない。	条例で収入役を置かず、町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
選挙管理委員会の職員	市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く。	町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。
監査委員の定数	人口二十五万人未満の市の定数は、三人又は二人。	定数は、二人。
選挙期間	指定都市以外の市議会議員及び市長の選挙の期間は、七日間。	町村議会議員及び町村長の選挙期間は、五日間。
福祉事務所	福祉事務所の設置が義務づけられている。	福祉事務所の設置は任意。
史跡名勝、天然記念物	市の教育委員会は、史跡名勝、天然記念物の現状変更等（重大な現状変更等を除く。）の許可等を行う。	町村の教育委員会にあっては、行わない。

コラム

合併ミニ辞典

福祉事務所とは、

社会福祉事業法で定められた福祉に関する事務所をいい、都道府県、市、特別区は福祉事務所を設置しなければならぬと規定されています。福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされています。

例えば、生活保護の決定・実施を行ったり、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定・支給などを行います。

福祉事務所を設置することによって、住民に身近な福祉サービスの提供、拡充を図ることが出来ます。

山県郡三町村の合併の変遷

廃藩置県

明治二年（一八六九年）版籍奉還、明治四年（一八七一年）廃藩置県により、同年十一月二十二日に岐阜県が設置されました。

し、近代的な地方行政を實現するために、内務大臣訓令により、明治の大合併が行われました。

山県郡内では、明治時代からいくつかの町村合併を重ねて、今の高富町、伊自良村、美山町の三町村が誕生しました。

年（二〇〇三年）四月一日に三町村が合併する方向で協議が進んでいます。ここでは明治の大合併以後の町村合併の変遷を振り返ってみます。

明治の大合併
町村の標準的な規模を三百戸から五百戸程度と設定

新市の誕生へ

明治29年 当時	明治30年 (1897年)	昭和30年 (1955年)	昭和39年 (1964年)	平成15年 (2003年)				
高富村 東深瀬村 西深瀬村 高木村	高富町 富岡村	高富町		4月1日 合併予定				
椎倉村 伊佐美村 赤尾村	梅原村 桜尾村							
長滝村 平井村 掛尾村 松尾村 上願村 洞田村 小倉村 大森村 藤倉村	上伊自良村 下伊自良村				伊自良村			
佐野村 徳永村 笹賀村 田栗村 椿村	西武芸村 乾村 北武芸村							
片原村 円原村 神崎村	富波村 谷合村 葛原村 北山村						美山村	美山町

昭和の大合併
地方自治を確立するため、新制中学の運営や消防、保健衛生などの事務を円滑に処理できるように市町村を目指し、標準的な規模を人口八千人と設定し、昭和二十八年（一九五三年）町村合併促進法の施行により、昭和の大合併が行われました。

これにより、昭和三十年（一九五五年）四月一日に、高富町、伊自良村、美山村が誕生しました。

合併重点支援地域に指定

八月二十二日、高富町、伊自良村、美山町の三町村が、岐阜県で初めて「合併重点支援地域」に指定されました。全国においても六番目の指定となりました。

今後、人的・財政的支援の他、新たなまちづくりのための基盤整備に係る事業の重点実施や、国の補助事業の優先採択などの支援を受けることができます。

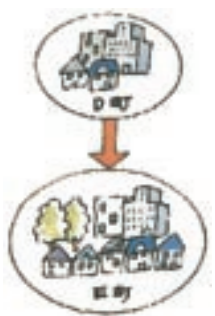
市町村合併のツボ

「市町村合併」とは、どう
いうことですか？

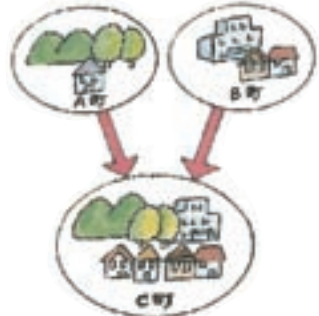
市町村合併とは、二つ以上の市町村の合体や編入などを総称していいいます。その方式には、新設合併（いわゆる対等合併）と編入合併（いわゆる吸収合併）があります。

新設合併とは、A町とB町を廃して、その区域をもってC町を設置する場合です。新設合併の場合は、必ず市町村の法人格（A町とB町）が消滅し、新しい法人格（C町）が発生します。一方、編入合併とは、D町を廃し、その区域をE町に編入する場合です。編入合併の場合は、編入する市町村の法人格（E町）は合併によってなんら影響を受けず、編入される市町村は法人格（D町）が消滅します。

編入合併



新設合併



町村が合併して、「市」になるための必要な条件はなんですか？
地方自治法の規定により、人口五万人以上を有すること。

中心市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の六割以上であること。

商工業その他の都市的業務に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。

ただし、合併特例法の規定により

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までに合併する場合

の人口要件が「四万人以上」とされています。

平成十六年三月三十一日までに合併する場合

の人口要件は「三万人以上」とし、の要件は問わないこととされています。

山県郡三町村の場合は、平成十五年四月一日の合併を目指しており、この三万人特例の法律が適用され、市となることが出来ます。

町村名	人口
高富町	18,795人
伊自良村	3,287人
美山町	8,869人
3町村合計	30,951人

平成12年国勢調査

編集後記

寝苦しい熱帯夜も少なくなり、昼夜の寒暖差もしだいに大きくなってきています。台風も通過し、季節がだんだん秋に移り変わっていく様子を、体で感じる事ができるようになりました。八月に設置された合併協議会も二カ月が経過し

ました。三町村も合併に向けて、協議が着実に一歩ずつ進み出ています。順調に進捗すれば、来年の今頃には新市を目指す三町村にとって、今年以上に実り豊かな秋になりそう、今からワクワクします。

(つ)

会議録などを閲覧できます
毎月開催されている合併協議会の会議録や会議資料を閲覧できます。希望される方は、合併協議会事務局、伊自良村又は美山町役場の市町村合併相談窓口までお越しください。

第4回合併協議会開催予定

日時
11月1日 木曜日
午後1時30分から

場所
高富町役場庁舎
3階大会議室

合併協議会を傍聴できます
会議の傍聴を希望される方は、会議開始十五分前までに会場にお越しください。傍聴証をお渡しします。なお、希望者が三十人を超えた場合は抽選とさせていただきます。



この印刷物は石油系インキではなく、地球に優しい大豆油を使用したインキで印刷されています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。